

大情審答申第 352 号  
平成 25 年 11 月 15 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会  
会長 小野 一郎

## 大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成24年9月27日付け大人事人第313号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

### 第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 24 年 8 月 21 日付け大人事人第 241 号により行った公開決定（以下「本件決定」という。）に対する異議申立ては、異議申立てをすることができない事項について申立てがなされていると認められるので、実施機関は却下すべきである。

### 第 2 異議申立てに至る経過

#### 1 公開請求

異議申立人は、平成 24 年 8 月 7 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「大阪市区長公募要綱（別添）が求める、応募資格：組織マネジメントの経験のある人における〇〇区長のその経験が分かる全文書。」を求める旨の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を「区長公募における〇〇区合格者の提出論文」（以下「本件文書」という。）及び「区長公募における〇〇区合格者の公募申込書、職務経歴書、実績調書」（以下「本件関連文書」という。）と特定した上で、本件文書について、条例第 10 条第 1 項に基づき、本件決定を行い、本件関連文書について、条例第 10 条第 2 項に基づき、平成 24 年 8 月 21 日付け大人事人第 242 号により非公開決定を行った。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、平成 24 年 8 月 27 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。以下「行服法」という。）第 6 条第 1 号に基づき、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

### 第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

本件文書は既に市民に情報提供されている。それをなぜ今回の決定を打ち、有償で公開するのか。この担当には、横のつながり、情報の共有がないのか。

### 第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 区長公募に関して応募者から提出された論文については、区長公募の選考過程を明らかにするため、区長公募合格者の発表後、合格者本人の同意を得て、本市ホームページ等で公表していることから、すでに公にされているものであるため、本件決定を行った。
- 2 異議申立人は、第3に記載のとおり主張しているところ、実施機関は、本件決定後の平成24年8月22日にも、異議申立人から、電話にて「公開決定された文書は、既に情報提供を受けており、公開決定は不要ではないか。」との申出を受けている。

### 第5 審査会の判断

#### 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

#### 2 争点

実施機関は、本件請求について本件文書を特定した上で本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件文書は既に情報提供を受けていることから本件決定は不要であるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件請求に対して本件文書以外に特定すべき公文書の存否ではなく、行服法の趣旨に鑑みた、本件異議申立ての適法性である。

#### 3 本件異議申立ての適法性について

もとより、情報公開制度は、第5の1で述べたように、「公文書の公開を請求する市民の権利」を何人にも保障するための制度であり、当審査会は、条例第20条に規定されているように、公文書の公開請求に係る公開決定等に対する不服申立てについて、実施機関が行う諮問に応じ、条例に基づき調査審議することを主たる役割としているところ、本件異議申立てが、行服法の趣旨に照らして適法か否かが問題となる。

ここで、異議申立人は、本件文書は既に情報提供を受けていることから本件決定は

不要であると主張しているものと認められる。

したがって、本件異議申立ては、本件請求に対して本件文書以外に特定すべき公文書の存否を争うものではなく、異議申立てをすることができない事項について申立てがなされていると言わざるを得ず、不適法となることから、行服法第 47 条第 1 項に基づき却下すべきである。

#### 4 結論

以上により、第 1 記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野一郎、委員 曾我部真裕、委員 金井美智子

(参考) 答申に至る経過

平成 24 年度諮問受理第 73 号

| 年 月 日             | 経 過                |
|-------------------|--------------------|
| 平成 24 年 9 月 27 日  | 諮問                 |
| 平成 24 年 10 月 11 日 | 実施機関から実施機関理由説明書の提出 |
| 平成 24 年 11 月 12 日 | 異議申立人から意見書の提出      |
| 平成 25 年 7 月 19 日  | 審議 (論点整理)          |
| 平成 25 年 9 月 18 日  | 審議 (答申案)           |
| 平成 25 年 10 月 16 日 | 審議 (答申案)           |
| 平成 25 年 11 月 15 日 | 答申                 |